建 設 業 者 監 督 処 分

年月日：2020年(令和２年)４月１日以降
監督処分庁：大分県

● 処分一覧

処分年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	処分内容	処分内容の詳細	
2026年11月2日	株式会社長岡建設工業	大分県大分市大字三佐2252番地1	指示処分	監督処分簿第229参照	
2026年11月2日	YKP技建株式会社	大分県大分市大字松岡7173番地の3	指示処分	監督処分簿第228参照	
2026年9月10日	有限会社野上工務店	大分県日田市大字北豆田1777番地の１	指示処分	監督処分簿第227参照	
2026年8月7日	株式会社西電工	大分県別府市北浜三丁目２番２３号	指示処分	監督処分簿第226参照	
2026年6月26日	ダイセイ建設合同会社	大分県豊後大野市大野町矢田680番地	指示処分	監督処分簿第225参照	
2026年6月12日	株式会社昇	大分県竹田市大字会々2793番地11	許可の取消処分	監督処分簿第224参照	Ｒ８年度
2026年3月12日	株式会社香川建設	大分県佐伯市大字稲垣1278番地	指示処分	監督処分簿第223参照	
2026年3月4日	有限会社エヌ・エス・オー	大分県大分市大字三佐2421番地の７	指示処分	監督処分簿第222参照	
2026年3月4日	野内硝子株式会社	大分県大分市豊海三丁目６番３号	指示処分	監督処分簿第221参照	
2026年2月12日	株式会社ヒロセ	大分県大分市大字高瀬415番地の2	営業の停止処分	監督処分簿第220参照	
2026年2月12日	有限会社新名緑化	大分県大分市大字横尾3104番地の27	許可の取消処分	監督処分簿第219参照	
2025年12月23日	フォーユーホーム株式会社	大分県中津市下池永101番地５	指示処分	監督処分簿第218参照	
2025年11月13日	株式会社髙橋工設	大分県大分市大字津守486番地	指示処分	監督処分簿第217参照	
2025年11月13日	大翔工業株式会社	大分県宇佐市大字上乙女261番地の１	指示処分	監督処分簿第216参照	
2025年10月17日	株式会社ゼウス	大分県大分市大字勢家843番地の175	指示処分	監督処分簿第215参照	
2025年9月25日	株式会社ワールド建設	大分県大分市大字荏隈1682番地の５	営業の停止処分	監督処分簿第214参照	
2025年7月17日	株式会社山村産業	大分県佐伯市大字海崎74番地	指示処分	監督処分簿第213参照	
2025年6月18日	高野建設有限会社	大分県豊後大野市三重町松尾3539番地	営業の停止処分	監督処分簿第212参照	
2025年6月18日	有限会社三栄重機建設	大分県由布市挾間町北方135番地１	営業の停止処分	監督処分簿第211参照	Ｒ７年度　１３件
2025年3月26日	大友開発有限会社	大分県玖珠郡九重町大字野上3215番地	指示処分	監督処分簿第210参照	
2024年12月13日	ナカノス建設工業株式会社	大分県大分市大字三佐988番地	指示処分	監督処分簿第209参照	
2024年11月15日	株式会社小畑組	大分県由布市挾間町高崎152番地４	指示処分	監督処分簿第208参照	
2024年11月15日	株式会社建翔工業	大分県由布市庄内町柿原518番地	指示処分	監督処分簿第207参照	
2024年10月17日	株式会社西日本技建	大分県大分市下郡北２丁目４番30号	指示処分	監督処分簿第206参照	
2024年9月18日	佐伯建工株式会社	大分県佐伯市大字海崎842番地の12	指示処分	監督処分簿第205参照	
2024年8月23日	有限会社京大工業	大分県大分市汐見二丁目32番１号	営業の停止処分	監督処分簿第204参照	
2024年7月10日	有限会社山末建設	大分県宇佐市大字下高1724番地	指示処分	監督処分簿第203参照	
2024年6月18日	株式会社薬師寺建設	大分県津久見市中央町２番８号	指示処分	監督処分簿第202参照	
2024年5月9日	株式会社宇佐建設	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈78番地	指示処分	監督処分簿第201参照	
2024年4月26日	株式会社エイワン不動産建設	大分県大分市大字下宗方712番地の１	指示処分	監督処分簿第200参照	
2024年4月18日	株式会社財前組	大分県国東市国東町小原1811番地の１	指示処分	監督処分簿第199参照	
2024年4月12日	株式会社昇成	大分県玖珠郡玖珠町大字山田2210番地の１	指示処分	監督処分簿第198参照	Ｒ６年度　１３件
2023年10月17日	株式会社石川建設工業	大分県大分市横塚２丁目１番37号	指示処分	監督処分簿第197参照	Ｒ５年度　１件
2023年3月31日	株式会社ＳＨＩＮＫＯ	大分県佐伯市大字池田1936-1	指示処分	監督処分簿第196参照	
2023年3月8日	株式会社藤建興業	大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村255-5	指示処分	監督処分簿第195参照	
2023年3月2日	有限会社臼杵総建	大分県臼杵市大字臼杵56-1	営業の停止処分	監督処分簿第194参照	
2023年2月28日	淺野建設株式会社	大分県別府市大字鶴見4548-452	営業の停止処分	監督処分簿第193参照	
2023年2月22日	有限会社エムエーディ	大分県大分市大字松岡5496-1	指示処分	監督処分簿第192参照	
2023年2月8日	株式会社大分電設	大分県大分市向原沖1-1-30	指示処分	監督処分簿第191参照	
2023年1月19日	旭工業株式会社	大分県国東市国見町中1232	指示処分	監督処分簿第190参照	
2022年11月22日	株式会社匠研工業	大分県由布市挾間町来鉢1940-1	指示処分	監督処分簿第189参照	
2022年11月22日	株式会社九州エナジー	大分県大分市都町3-1-1	営業の停止処分	監督処分簿第188参照	
2022年10月21日	有限会社サイガン工業	大分県宇佐市大字高砂新田272-4	営業の停止処分	監督処分簿第187参照	
2022年8月10日	株式会社三愛	大分県大分市竹の上10-22	指示処分	監督処分簿第186参照	

2022年6月24日	有限会社武内建築	大分県日田市天瀬町馬原530-2	指示処分	監督処分簿第185参照	
2022年4月25日	株式会社タカハシ	大分県大分市大字種具1402番地の１	営業の停止処分	監督処分簿第184参照	
2022年4月22日	株式会社但馬設備工業	大分県大分市原新町9-9	指示処分	監督処分簿第183参照	
2022年4月22日	株式会社東海建設	大分県大分市大字野田809-3	指示処分	監督処分簿第182参照	
2022年4月22日	有限会社ナショナル建設	大分県大分市下郡477	指示処分	監督処分簿第181参照	Ｒ４年度　　１６件
2022年3月15日	旭工業株式会社	大分県国東市国見町中1232	営業の停止処分	監督処分簿第180参照	
2022年2月24日	立石建設工業株式会社	大分県中津市大字永添2751-41	指示処分	監督処分簿第179参照	
2021年12月28日	イシケン建設工業株式会社	大分県宇佐市安心院町折敷田154番地１	許可の取消処分	監督処分簿第178参照	
2021年12月24日	株式会社真重建	大分県大分市庄境1-44	指示処分	監督処分簿第177参照	
2021年12月24日	株式会社三共農園材	大分県宇佐市大字和気976番地	指示処分	監督処分簿第176参照	
2021年12月24日	有限会社昇和工業	大分県大分市大字森町566番地の７	指示処分	監督処分簿第175参照	
2021年12月17日	咲栄株式会社	大分県大分市西大道1-2-21	指示処分	監督処分簿第174参照	
2021年10月22日	有限会社幸建企画	大分県大分市古国府４丁目３番19号	指示処分	監督処分簿第173参照	
2021年10月22日	株式会社新興プラント工業	大分県大分市向原西二丁目８番13号	指示処分	監督処分簿第172参照	
2021年10月22日	株式会社Ｒｅｃ	大分県大分市緑が丘一丁目９番４号	指示処分	監督処分簿第171参照	
2021年8月23日	高田建設株式会社	大分県豊後高田市高田2106番地１	営業の停止処分	監督処分簿第170参照	
2021年6月30日	有限会社羽野建技	大分県別府市大字鶴見1958-8	指示処分	監督処分簿第169参照	
2021年6月21日	有限会社翔樹	大分県中津市大字福島1587番地１	許可の取消処分	監督処分簿第168参照	
2021年5月27日	松田建築有限会社	大分県別府市大字のだ57番地の３	指示処分	監督処分簿第167参照	
2021年5月18日	有限会社ノジリ	大分県大分市大字竹中1370-1	指示処分	監督処分簿第166参照	
2021年5月18日	有限会社恵大	大分県竹田市大字入田17-2	指示処分	監督処分簿第165参照	Ｒ３年度　　１６件

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　229

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社長岡建設工業	代表者氏名	長岡　哲也
主たる営業所の所在地	大分市大字三佐2252番地1		
許可番号	大分県知事（般-08）第13953号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年１１月２日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可業者との下請契約の締結)

株式会社長岡建設工業は、民間発注の解体工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　228

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	YKP技建株式会社	代表者氏名	池田　敬仁
主たる営業所の所在地	大分市大字松岡7173番地の3		
許可番号	大分県知事（般-08)第14767号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年１１月２日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)

YKP技建株式会社は、解体工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　227

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社野上工務店	代表者氏名	野上　悟
主たる営業所の所在地	大分県日田市大字北豆田1777番地の１		
許可番号	大分県知事（般-06）第10176号	許可を受けている建設業の種類	建

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年９月１０日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可業者との下請契約の締結)

有限会社野上工務店は、民間発注の解体工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　226

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西電工	代表者氏名	西村　信貴
主たる営業所の所在地	大分県別府市北浜三丁目２番２３号		
許可番号	大分県知事 （般-08）第13958号	許可を受けている建設業の種類	電

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年８月７日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	営業所の専任技術者の専任義務違反

株式会社西電工は、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度には工事現場と営業所が近接していない東京都内の工事ほか34件の工事において建設業法第７条第２号の規定に違反して、同号に規定する営業所における専任の技術者を同法第26条第１項に規定する主任技術者として工事現場に配置した。

このことが、建設業法第28条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　225

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ダイセイ建設合同会社	代表者氏名	大島　清秀
主たる営業所の所在地	大分県豊後大野市大野町矢田680番地		
許可番号	大分県知事（般－4） 第１４８７０号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年６月２６日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

令和６年７月３１日、大分県内の作業現場において、ダイセイ建設合同会社の労働者が作業中に傷病を負い、4日以上休業したにもかかわらず、その旨の労働者死傷病報告を豊後大野労働基準監督署に令和６年１１月１５日まで提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件に関し、同社及び同社の代表社員は、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　224

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社昇	代表者氏名	浅野　栄華
主たる営業所の所在地	大分県竹田市大字会々2793番地11		
許可番号	大分県知事（般-03） 第14780号	許可を受けている建設業の種類	土と石鋼舗しゅ水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年６月12日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第１項第２号（同法第８条第７号該当）		

処分の内容

１処分の内容
建設業許可の取消し

２取消しを命じる営業の範囲
許可を受けている建設業全部

処分の原因となった事実	欠格要件該当

株式会社昇の代表取締役は、令和８年４月30日に覚醒剤取締法違反により懲役１年６月執行猶予３年の判決を受け、同年５月15日にその刑が確定したことにより、建設業法第８条第７号の欠格要件に該当する。
このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　223

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社香川建設	代表者氏名	二田　教正
主たる営業所の所在地	大分県佐伯市大字稲垣1278番地		
許可番号	大分県知事（般－7） 第００４２１２号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、舗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年３月１２日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

令和６年７月１７日、大分県内の家屋解体撤去工事現場において、株式会社香川建設の労働者らに家屋２階床を作業床として鉄骨のガス溶断作業を行わせるに当たり、同作業床が上から約３．３メートルの高さでその端は墜落により労働者に危険をおよぼす恐れのある箇所であり、かつ、同所に囲い等設けることが著しく困難であったのであるから、防網を張り、前記作業員らに要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったのに、その措置を講じず、もって労働者が墜落する恐れのある場所にかかる危険を防止するため必要な措置を講じなかった。

この件に関し、同社及び同社の代表取締役は、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和７年12月17日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　222

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社エヌ・エス・オー	代表者氏名	塩田　清一
主たる営業所の所在地	大分市大字三佐2421番地の７		
許可番号	大分県知事（般－７） 第０１５４１２号	許可を受けている建設業の種類	大、左、屋、板、ガ、塗、防、内、具

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年３月４日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

令和５年５月２９日、大分県内の作業現場において、有限会社エヌ・エス・オーの労働者が作業中に傷病を負い、4日以上休業したにもかかわらず、その旨の労働者死傷病報告を大分労働基準監督署に令和７年１０月１４日まで提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件に関し、同社及び同社の代表取締役は、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　221

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	野内硝子株式会社	代表者氏名	野内　源太郎
主たる営業所の所在地	大分市豊海三丁目６番３号		
許可番号	大分県知事（般-07）第7976号	許可を受けている建設業の種類	建、左、屋、タ、ガ、塗、防、内、具

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年３月４日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)

野内硝子株式会社は、ガラス工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていなにも関わらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　220

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ヒロセ	代表者氏名	廣瀬　美寿
主たる営業所の所在地	大分市大字高瀬451番地の２		
許可番号	大分県知事（般-03） 第005540号	許可を受けている建設業の種類	土と石鋼舗し園水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年２月１２日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（同条第１項第３号該当）		

処分の内容

１　停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

２　期間
令和８年２月１２日から令和９年２月１１日までの１年間

処分の原因となった事実	公契約関係競売妨害罪

株式会社ヒロセの元代表取締役は、公契約関係競売入札妨害の罪（刑法第96条の６第１項）により、令和７年９月29日に大分地方裁判所から懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第３項（同条第１項第３号）に該当する。

その他参考となる事項	同役員に対して建設業法第29条の４第１項に基ずく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　219

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社新名緑化	代表者氏名	新名　公明
主たる営業所の所在地	大分市大字横尾3104番地の27		
許可番号	大分県知事（般-06） 第012168号	許可を受けている建設業の種類	土と石管鋼舗し園水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和８年２月１２日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第１項第２号（同法第８条第７号該当）		

処分の内容

１処分の内容
　建設業許可の取消し

２取消しを命じる営業の範囲
　許可を受けている建設業全部

処分の原因となった事実	欠格要件該当

有限会社新名緑化の代表取締役は、令和７年11月17日に公契約関係競売入札妨害罪により懲役１年執行猶予３年の判決を受け、同年12月２日にその刑が確定したことにより、建設業法第８条第７号の欠格要件に該当する。

このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　218

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	フォーユーホーム株式会社	代表者氏名	瀬口　裕樹
主たる営業所の所在地	大分県中津市下池永101番地５		
許可番号	大分県知事（般-04） 第10001号	許可を受けている建設業の種類	建

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年１２月２３日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(政令で定める金額以上の下請契約の締結、無資格技術者の配置)

フォーユーホーム株式会社は、民間発注の建築一式工事において、特定建設業の許可を有してないにもかかわらず、同法第16条の規定に違反して下請け代金の額が同法第３条第１項第２号に規定する政令で定める金額以上となる下請け契約をした。
このことは、同法第28条第１項に該当する。
また、本件工事において、同法第26条第２項の規定に基づき監理技術者を工事現場に設置すべきところ、これに違反して資格要件を満たさない者を設置していた。
このことは、建設業法第26条第２項の規定に違反し、同法第28条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　217

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社髙橋工設	代表者氏名	髙橋　郁
主たる営業所の所在地	大分市大字津守４８６番地		
許可番号	大分県知事 (般-06第13734号)	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、管、鋼、舗、し、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年１１月１３日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)

株式会社髙橋工設は、消火設備工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　216

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大翔工業株式会社	代表者氏名	瀬口　裕樹
主たる営業所の所在地	大分県宇佐市大字上乙女261番地の１		
許可番号	大分県知事（般-04） 第13896号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、管、鋼、舗、し、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年１１月１３日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第６号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可業者との下請契約の締結)

大翔工業株式会社は、民間発注の消火設備工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当する.

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　215

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ゼウス	代表者氏名	中島　悠哉
主たる営業所の所在地	大分市大字勢家８４３番地の１７５		
許可番号	大分県知事（般－４） 第０１００４１号	許可を受けている建設業の種類	土、と、管、舗、水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年１０月１７日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条同項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

令和５年９月14日、大分市内の作業現場において、株式会社ゼウスの労働者が作業中に傷病を負い、4日以上休業したにもかかわらず、その旨の労働者死傷病報告を大分労働基準監督署に令和６年４月25日まで提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件に関し、同社及び同社の代表取締役は、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　214

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ワールド建設	代表者氏名	畠中　稔
主たる営業所の所在地	大分市大字荏隈1682番地の５		
許可番号	大分県知事（般-03） 第11558号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年９月２５日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第３項（同条第１項第３号該当）		

処分の内容

１　停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

２　期間
令和７年９月２５日から令和７年１１月２３日までの６０日間

処分の原因となった事実	公契約関係競売等妨害罪、官製談合防止法違反

株式会社ワールド建設の元監査役は、公契約関係競売等妨害罪並びに官製談合防止法違反の罪により起訴され、令和７年７月３日に大分地方裁判所から懲役２年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する

その他参考となる事項	新聞報道等による。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　213

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山村産業	代表者氏名	阿部　久美子
主たる営業所の所在地	大分県佐伯市大字海崎74番地		
許可番号	大分県知事（般-06） 第13668号	許可を受けている建設業の種類	土、と

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年７月１７日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（無許可営業）

株式会社山村産業は、民間発注の解体工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　212

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高野建設有限会社	代表者氏名	髙野　千代徳
主たる営業所の所在地	大分県豊後大野市三重町松尾３５３９番地		
許可番号	大分県知事（般-０３） 第６４４５号	許可を受けている建設業の種類	土、と

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年６月１８日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

１　停止を命ずる営業の範囲
　　建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

２　期間
　　令和７年６月１９日から令和７年７月３日までの１５日間

処分の原因となった事実	請負契約に関し不誠実な行為

　高野建設有限会社は、大分県から有限会社三栄重機建設が請け負った令和６年度交防急対第１９号急傾斜地崩壊対策工事の現場代理人について、本来、元請業者である社員を配置しなければならなかったが、これに下請業者である高野建設有限会社の社員を配置した。
　また、令和７年３月７日に工事完成検査を受けた際には、下請業者の社員は現場腕章をつける等対応し、さらに、同人は工期中現場代理人になりすましていたなど、請負契約に関し不誠実な行為を行った。
　このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　211

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社三栄重機建設	代表者氏名	原田　阿子
主たる営業所の所在地	大分県由布市挾間町北方１３５番地１		
許可番号	大分県知事（般-０５） 第１１０７７号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年６月１８日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

１　停止を命ずる営業の範囲
　建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

２　期間
　令和７年６月１９日から令和７年７月３日までの１５日間

処分の原因となった事実	請負契約に関し不誠実な行為

有限会社三栄重機建設は、大分県から請け負った令和６年度交防急対第19号急傾斜地崩壊対策工事の現場代理人について、本来、自社の社員を配置しなければならなかったにもかかわらず、これに下請業者である高野建設有限会社の社員を配置させた。
また、令和７年３月７日に工事完成検査を受けた際には、下請業者の社員は現場腕章をつける等対応し、さらに同人は工期中現場代理人になりすますなど、請負契約に関し不誠実な行為を行った。
このことは、建設業法第28条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　210

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大友開発有限会社	代表者氏名	佐藤　隆行
主たる営業所の所在地	大分県玖珠郡九重町大字野上３２１５番地		
許可番号	大分県知事（般－０２） 第１０２０５号	許可を受けている建設業の種類	土、と、園

２、処分に関する事項

処分年月日	令和７年３月２６日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（経営業務管理責任者の一時不在）

大友開発有限会社は、経営業務の管理責任者であった者が、令和２年１０月３１日に役員を退任してから、令和５年５月２１日までの間、建設業法第７条第１号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法第１１条第５号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。

このことが、建設業法第７条第１号及び同法第１１条第５項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　209

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ナカノス建設工業株式会社	代表者氏名	椎本　雄三
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字三佐９８８番地		
許可番号	大分県知事（特ー０３） 第７８５１号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、屋、タ、鋼、舗、し、内、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年１２月１３日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（無許可営業）

ナカノス建設工業株式会社は、民間発注の建具工事２件において、建設業法第３条第１項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　208

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社小畑組	**代表者氏名**	小畑　博文
主たる営業所の所在地	大分県由布市挾間町高崎１５２番地４		
許可番号	大分県知事（特－０４） 第１２５８０号	**許可を受けている建設業の種類**	土、と、石、鋼、舗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年１１月１５日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第７号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社小畑組は、民間発注の土木一式工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と、下請代金の額が建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。
このことは、建設業法第２８条第１項第７号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　207

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社建翔工業	**代表者氏名**	栗林　武士
主たる営業所の所在地	大分県由布市庄内町柿原５１８番地		
許可番号	大分県知事（般－０２） 第１３０１８号	**許可を受けている建設業の種類**	土、建、大、と、石、屋、管、タ、鋼、舗、し、内、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年１１月１５日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（政令で定める金額以上の下請契約の締結、無資格技術者の配置）

株式会社建翔工業は、民間発注の土木一式工事において、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として総額４，５００万円以上の下請契約を締結した。

このことは、同法第１６条第１号の規定に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

また、本件工事において、同法第２６条第２項の規定に基づき監理技術者を工事現場に設置すべきところ、これに違反して資格要件を満たさない者を設置していた。

このことは、建設業法第２６条第２項の規定に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　206

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西日本技建	**代表者氏名**	仁田尾　淳
主たる営業所の所在地	大分市下郡北２丁目４番３０号		
許可番号	大分県知事（般－０５） 第１１９８２号	**許可を受けている建設業の種類**	土、建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、舗、し、板、ガ、塗、防、内、絶、具、水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年１０月１７日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社西日本技建は、元請業者から受注した公共工事１件及び民間工事２件（いずれも塗装工事）において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　205

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	佐伯建工株式会社	**代表者氏名**	神野　広志
主たる営業所の所在地	佐伯市大字海崎８４２番地の１２		
許可番号	大分県知事（般－０３） 第４２８５号	**許可を受けている建設業の種類**	土、と、鋼、舗、し、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年９月１８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反

佐伯建工株式会社は、佐伯簡易裁判所において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により罰金の刑に処され、令和６年６月２８日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　204

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社京大工業	**代表者氏名**	大平　一成
主たる営業所の所在地	大分県大分市汐見二丁目３２番１号		
許可番号	大分県知事（般－０４） 第１２５９７号	**許可を受けている建設業の種類**	土、建、大、と、石、屋 管、タ、鋼、舗、し、内 機、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年８月２３日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第３号該当）		

処分の内容

１　停止を命ずる営業の範囲
　　建設業の営業の全部

２　期間
　　令和６年８月２６日から令和６年９月１日までの７日間

処分の原因となった事実	法人税及び地方法人税法違反

有限会社京大工業及び同社元代表取締役は、同社の業務に関し、３年間架空の外注費を計上するなどの方法で所得を隠匿したことにより、令和６年７月１６日、法人税及び地方法人税法違反で、大分地方裁判所から同社が罰金６００万円、同社元代表取締役は懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	同日付で役員に対する営業禁止処分も併せて実施

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　203

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社山末建設	**代表者氏名**	野中　太樹
主たる営業所の所在地	大分県宇佐市大字下高１７２４番地		
許可番号	大分県知事（般特－０３）第２８４１号	**許可を受けている建設業の種類**	土、建、と、舗、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年７月１０日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和２年２月２２日、中津簡易裁判所において、同社が罰金８０万円、同社従業員が罰金３０万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　202

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社薬師寺建設	**代表者氏名**	薬師寺　秀幸
主たる営業所の所在地	大分県津久見市中央町２番８号		
許可番号	大分県知事（般－０４） 第１４２８号	**許可を受けている建設業の種類**	土、と、舗、しゅ、園、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年６月１８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（営業所専任技術者の専任義務違反）

株式会社薬師寺建設は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事の主任技術者として配置し、従事させた。
このことは、建設業法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　201

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社宇佐建設	**代表者氏名**	宇佐　睦生
主たる営業所の所在地	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈７８番地		
許可番号	大分県知事（般特－０３）第４６１０号	**許可を受けている建設業の種類**	土、建、と、石、鋼、舗、塗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年５月９日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（適正な施工体制台帳等の作成義務違反）

株式会社宇佐建設は、大分県内の公共工事において、適正な施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。
このことは、建設業法第２４条の８第１項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条第１項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　200

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社エイワン不動産建設	**代表者氏名**	後藤　渡
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字下宗方７１２番地の１		
許可番号	大分県知事（般－０５） 第１２８４８号	**許可を受けている建設業の種類**	建

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年４月２６日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文及び同項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（営業所の専任技術者の専任義務違反、無許可営業）

株式会社エイワン不動産建設は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事の主任技術者として配置し、従事させた。
また、同工事の主任技術者を別工事の主任技術者として重複配置した。
このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。
さらに、民間発注の塗装工事及びとび・土工・コンクリート工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　199

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社財前組	**代表者氏名**	嶋田　和洋
主たる営業所の所在地	大分県国東市国東町小原１８１１番地の１		
許可番号	大分県知事（般特－０４）第１２６１号	**許可を受けている建設業の種類**	土、と、石、管、鋼、舗、しゅ、園、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年４月１８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文（建設業法第２４条の８第２項違反）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（再下請負通知書の不提出）

株式会社財前組は、大分県内の公共工事において、同工事の元請業者から請け負った建設工事を他の建設業者へ請け負わせたにもかかわらず、再下請負通知書を元請業者に提出していなかった。

このことは、建設業法第２４条の８第２項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　198

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社昇成	**代表者氏名**	藤本　光弘
主たる営業所の所在地	大分県玖珠郡玖珠町大字山田２２１０番地の１　岐部アパートＢ		
許可番号	大分県知事 （般－０５）第１２８４９号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、舗

２、処分に関する事項

処分年月日	令和６年４月１２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文（同法第６条第１項第６号違反）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（虚偽書類による許可申請）

株式会社昇成は、平成31年１月25日に玖珠土木事務所に提出した建設業許可申請書類のうち、建設業法第６条第１項第６号に基づき提出が義務づけられている定款について、虚偽のものを提出した。
このことは、同法第６条第１項第６号に違反し、建設業法第28条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　197

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社石川建設工業	**代表者氏名**	池邉　大輔
主たる営業所の所在地	大分県大分市横塚２－１－３７		
許可番号	大分県知事 （般－０４）第１３３２８号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年１０月　　日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
２　前記１指示事項について講じた措置（前記１各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社石川建設工業は、一次下請業者から受注した公共工事（とび・土工工事）において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第２８条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　196

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ＳＨＩＮＫＯ	**代表者氏名**	白井　優子
主たる営業所の所在地	大分県佐伯市大字池田１９３６－１		
許可番号	大分県知事 （般－０４）第１２９７５号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、大、と、屋、タ、内

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年３月３１日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

（１）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。

（２）建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し、継続的に必要な研修等を行うこと。

（３）社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（前記１各号以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社ＳＨＩＮＫＯは、民間発注の冷蔵庫施設新築工事において、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額７０００万円以上の下請工事契約を締結した。

本件行為は、同法第２８条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　195

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社藤建興業	**代表者氏名**	藤田　一幸
主たる営業所の所在地	大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村２５５－５		
許可番号	大分県知事 （般－１）第１３７７７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、鋼、舗、しゅ、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年３月８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

（１）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

（２）建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

（３）社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社藤建興業は、日田市天瀬町の河川災害復旧工事現場において、同法人の労働者が、作業中の土のうの下敷きになり、右足を負傷し、３ヶ月以上休業する労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の日田労働基準監督署長に対し、遅滞なく、法令の定める労働者死傷病報告を提出しなかったことで、日田簡易裁判所から同法人及び同法人の代表取締役が、労働安全衛生法違反として罰金２０万円の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	大分労働局から通報

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　194

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社臼杵総建	**代表者氏名**	芦刈　吉哉
主たる営業所の所在地	大分県臼杵市大字臼杵５６－１		
許可番号	大分県知事 （般－４）第１１９００号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、管、鋼、舗、しゅ、水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年３月２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

営業停止
１　停止を命ずる営業の範囲
　　建設業の営業の全部

２　期間
　　７日間

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社臼杵総建の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和４年１１月２５日に臼杵簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。
このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　193

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	淺野建設株式会社	**代表者氏名**	淺野　正誠
主たる営業所の所在地	大分県別府市大字鶴見４５４８－４５２		
許可番号	大分県知事 （般－２）第１４６１７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、大、と、石、舗、塗、園

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年２月２８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号及び第３号		

処分の内容

営業停止
１　停止を命ずる営業の範囲
　建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。
（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40　年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業施行規則(昭和24年建設省令第14号)第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
２　期間
　１年間

処分の原因となった事実	土地改良法違反

淺野建設株式会社の代表取締役は、由布市挾間町の提子土地改良区の水路工事において、同地区の当時の理事長に対し、上記工事の受注ができるよう有利かつ便宜な取り計らいを受けたことへの謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、現金を供与したことで逮捕され、懲役１０月（執行猶予３年）の有罪判決を受け、その刑が確定した。
このことは、建設業法第２８条第１項第２号及び第３号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　192

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社エムエーディ	**代表者氏名**	松尾　清治
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字松岡５４９６－１		
許可番号	大分県知事 （般－２）第１１４１４号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年２月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

（１）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

（２）建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

（３）社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

有限会社エムエーディは、民間発注の高齢者施設新築工事において、

（１）建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額６，０００万円以上の下請契約を締結した。

（２）現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置した。

以上のことは、建設業法第１６条第１項第２号及び同法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　191

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大分電設	**代表者氏名**	山田　恭史
主たる営業所の所在地	大分県大分市向原沖１－１－３０		
許可番号	大分県知事 （般・特－３）第３１７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、管、鋼、舗、しゅ、水、消、解 （特）電、通

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年２月８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社大分電設は、株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、法定の除外事由がないのに、現場責任者である建柱班長が、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金１０万円の判決を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　190

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭工業株式会社	代表者氏名	中園　勲
主たる営業所の所在地	大分県国東市国見町中１２３２		
許可番号	大分県知事 （般・特－１）第８３０７号	許可を受けている建設業の種類	（般）土、建、と、電、鋼、井、水、消 （特）管

２、処分に関する事項

処分年月日	令和５年１月１９日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

旭工業株式会社は、国東市長発注の管工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置した。

このことは、建設業法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　189

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社匠研工業	**代表者氏名**	鹿田　研二
主たる営業所の所在地	大分県由布市挾間町来鉢１９４０－１		
許可番号	大分県知事 （般－４）第１３３４３号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、管、水、消

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年１１月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社匠研工業は、令和２年８月頃から令和４年１０月１３日までの間、営業所に専任技術者が不在のまま営業を行った。

このことは、建設業法第２８条第１項本文に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　188

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社九州エナジー	**代表者氏名**	中嶋　康之
主たる営業所の所在地	大分市都町３－１－１大分センタービル８階		
許可番号	大分県知事 （般－１）第１３７１４号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、電、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年１１月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第４号		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業の停止

1　停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

２　停止期間

令和４年１１月３０日から令和４年１２月１４日までの１５日間

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社九州エナジーは、大分県内の民間発注の７件の工事において、建設業法第２２条第１項の規程に違反して、その請け負った工事を一括して有限会社ナショナル建設に請け負わせた。

このことは、建設業法第２８条第３項に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　187

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社サイガン工業	**代表者氏名**	西願　文雄
主たる営業所の所在地	大分県宇佐市大字高砂新田２７２－４		
許可番号	大分県知事 （般－２）第１３１５９号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）と

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年１０月２１日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業の停止

1　停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

２　停止期間

令和４年１０月２２日から令和４年１０月２８日までの７日間

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社サイガン工業の代表取締役である西願文雄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和元年１０月２４日に中津簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　186

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社三愛	**代表者氏名**	近廣　薫平
主たる営業所の所在地	大分県大分市竹の上１０－２２		
許可番号	大分県知事 （般－２）第５７９８号	**許可を受けている建設業の種類**	建築、内装

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年８月１０日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	政令で定める金額以上の下請契約

株式会社三愛は、民間発注の公園施設新築工事において、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として総額６，０００万円以上の下請契約を締結した。このことは、同法第１６条第１項第２号の規定に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　185

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社武内建築	**代表者氏名**	武内　秀人
主たる営業所の所在地	大分県日田市天瀬町馬原５３０－２		
許可番号	大分県知事 （般－１）第１１４０３号	**許可を受けている建設業の種類**	建築、大工

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年６月２４日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第６号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

有限会社武内建築は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項第６号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　184

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカハシ	**代表者氏名**	髙橋　八郎
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字種具１４０２番地の１		
許可番号	大分県知事 （特－３０）第４８６２号	**許可を受けている建設業の種類**	（特）土、と、舗、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年４月２５日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業の停止

1　停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

２　停止期間

令和４年４月２９日から令和４年５月１日までの３日間

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

株式会社タカハシの代表取締役である髙橋八郎は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和４年１月２５日に大分簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　183

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社但馬設備工業	**代表者氏名**	早川　泰生
主たる営業所の所在地	大分県大分市原新町９－９		
許可番号	大分県知事 （般・特－３）第８００号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）機、水、消 （特）管

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年４月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第７号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社但馬設備工業は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額（６，０００万円）以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項第７号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　182

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社東海建設	**代表者氏名**	白瀬　信弘
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字野田８０９－３		
許可番号	大分県知事 （般－２９）第１３４１５号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、舗、内

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年４月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第７号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社東海建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額（６，０００万円）以上となる下請契約を締結した。

建設業法第２８条第１項第７号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　181

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ナショナル建設	**代表者氏名**	宇都宮　浩史
主たる営業所の所在地	大分県大分市下郡４７７		
許可番号	大分県知事 （般－２９）第５２９１号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、鋼、舗、園、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年４月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

2　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

有限会社ナショナル建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額６，０００万円以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　180

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭工業株式会社	**代表者氏名**	中園　勲
主たる営業所の所在地	大分県国東市国見町中１２３２		
許可番号	大分県知事 （般・特－３）第８３０７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、電、鋼、井、水、消 （特）管

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年３月１５日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業の停止

１　停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

２　停止期間

令和４年３月１９日から令和４年４月１７日までの３０日間

処分の原因となった事実	経営事項審査申請書の虚偽申請

旭工業株式会社は、令和元年８月３１日及び令和２年８月３１日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　179

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	立石建設工業株式会社	**代表者氏名**	立石　三津子
主たる営業所の所在地	大分県中津市大字永添２７５１－４１		
許可番号	大分県知事許可 （般－２）第７８３４号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、大、と、舗、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和４年２月２４日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

立石建設工業株式会社は、

１　複数の民間工事において、建設業法第２６条第３項により、現場に専任が必要な主任技術者を、工期の重複する他の工事に配置した。

２　複数の民間工事において、建設業法第２６条第３項により、現場に専任が必要な主任技術者に、建設業法第７条の２に規定する営業所の技術者を配置した。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	経営事項審査により認知

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　178

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	イシケン建設工業株式会社	**代表者氏名**	代表取締役　石川　健人
主たる営業所の所在地	宇佐市安心院町折敷田１５４番地１		
許可番号	大分県知事許可 （般－１）第１４５６７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道、解体

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１２月２８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２９条第１項第７号		

処分の内容

建設業法第２９条第１項第７号に基づく許可の取消し

処分の原因となった事実	不正の手段による許可の取得

同社の代表取締役が平成３０年３月３１日に刑法（傷害罪）による罰金刑が確定し、許可の欠格要件に該当していたにも関わらず、令和２年２月１２日付けの建設業許可申請書に、欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した許可申請者の住所等に関する調書を添付するなど、虚偽の申請によって、令和２年３月１０日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第２９条第１項第７号に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　177

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社真重建	**代表者氏名**	後藤　隆一
主たる営業所の所在地	大分市庄境１－４４		
許可番号	大分県知事許可 （般－２９）第１３４３８号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）機

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１２月２４日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社真重建は、大分石油化学コンビナート構内の２号ボイラー本体定期点検工事の足場解体工事において、令和２年４月１５日に同社の労働者が、足場材の受け渡しの作業中に、右第４・５中手骨骨折の負傷を負い、４日以上休業することになったにもかかわらず、同年７月２８日、「被災地の場所」及び「災害発生状況及び原因」を、同社の資材置き場で足場材をトラックに積み込んでいた際に負傷したとする虚偽の労働者死傷病報告を作成して、大分労働基準監督署に提出したことにより、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として法人及び代表取締役が罰金１０万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する

その他参考となる事項	大分労働局長からの通報

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　176

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社三共農園材	**代表者氏名**	原田　伸介
主たる営業所の所在地	宇佐市大字和気９７６番地		
許可番号	大分県知事許可 （般－３０）第１１１６５号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、鋼

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１２月２４日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社三共農園材は、民間発注のとび・土工・コンクリート工事２件において、建設業法に基づき、主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所の専任技術者を主任技術者として同現場に配置するとともに、重複して複数の工事に同人を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	経営事項審査により認知

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　177

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社昇和工業	**代表者氏名**	伊東　由人
主たる営業所の所在地	大分市大字森町５６６番地の７		
許可番号	大分県知事許可 （般－２９）第１０７９６号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）と、管、機、絶

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１２月２４日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

有限会社昇和工業は、元請業者から請け負った専任の技術者を配置する義務のある管工事において、１人の主任技術者を別の２件の工事の主任技術者として重複して配置した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	経営事項審査により認知

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　174

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	咲栄株式会社	**代表者氏名**	宇佐　卓也
主たる営業所の所在地	大分市西大道１－２－２１		
許可番号	大分県知事 （般）第１１６３７号	**許可を受けている建設業の種類**	建・大・左・と・石・屋 ほか１１業種

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１２月１７日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	専任技術者の専任義務違反

咲栄株式会社は、令和２年１２月１日から令和３年１０月１３日までの間、営業所に専任技術者が許可を受けている営業所に専任していない状態で営業を行った。このことが、建設業法第７条第２号及び同法第１１条第５項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当すると認められる。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　173

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社幸建企画	**代表者氏名**	古城　幸太郎
主たる営業所の所在地	大分市古国府４丁目３番１９号		
許可番号	大分県知事許可 （般－３０）第１２８２１号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、鋼、ほ、し、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１０月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

有限会社幸建企画は、同社が管理、運営する産業廃棄物の中間処理施設において、コンクリートを破砕するシングルクラッシャーに作業員が転落し死亡する工事関係者事故を起こしたことについて、危険を防止するため必要な措置を講じていなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反等により法人及び代表取締役が罰金３０万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	労働局からの通報

様式第二十六号（第二+C13,A1:M26十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　172

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)新興プラント工業	**代表者氏名**	山口　有一
主たる営業所の所在地	大分市向原西二丁目８番３０号		
許可番号	大分県知事許可 （般・特－２）第１３０５９号	**許可を受けている建設業の種類**	（特）土、建、大、と、石、屋ほか８業種 （般）機

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１０月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社新興プラント工業は、

1　建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令第２７条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている民間発注のとび・土工・コンクリート工事に、建設業第１５条第２項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。

2　同様に民間発注の管工事において、建設業第１５条第２項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。

上記１、２は、建設業法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１項第２号に該当する。

3　更に、上記管工事と工期が重複する他の工事に同専任者を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第７条第２項及び同法第２６条第３項に違反し、同法第２８条第１号第２号に該当する。

4　民間発注の機械器具設置工事において、建設業法第２６条第１項に違反し、資格要件を満たさない２名を主任技術者として配置した。

5　同様に、民間発注のとび・土工・コンクリート工事において、建設業法第２６条第１項に違反し、資格要件を満たさない２名を主任技術者として配置した。

上記４、５は、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	経営事項審査により認知

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　171

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)Ｒｅｃ	**代表者氏名**	生嶋　由加里
主たる営業所の所在地	大分市緑が丘一丁目９番４号		
許可番号	大分県知事許可 （般－３）第１４０４５号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、舗、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年１０月２２日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社Ｒｅｃは、民間発注のとび・土工・コンクリート工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置したうえ、同工事と工期が重複する複数の工事に同人を配置した。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	経営事項審査により認知

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　170

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高田建設　株式会社会社	**代表者氏名**	井上　正美
主たる営業所の所在地	大分県豊後高田市高田２１０６番地１		
許可番号	大分県知事 （般－３）第１１３５号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土・建・と・舗・園・解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年８月２３日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業の停止

１　停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

２　停止期間

令和３年８月２７日から令和３年９月２５日までの３０日間

処分の原因となった事実	経営事項審査申請書の虚偽申請

高田建設株式会社は、平成２９年１２月３１日、平成３０年１２月３１日及び令和元年１２月３１日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当する。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　169

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社　羽野建技	**代表者氏名**	羽野　桂司
主たる営業所の所在地	大分県別府市大字鶴見１９５８－８		
許可番号	大分県知事 （般－３）第９７１７号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）建・大・屋・タ・内

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年６月３０日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項本文		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	建設業法違反（経営業務管理責任者の一時不在）

有限会社羽野建技は、経営業務の管理責任者であった者が、平成３０年５月２２日に役員を退任してから、平成３１年５月８日までの間、建設業法第７条第１号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法１１条第５号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。

このことが、建設業法第７条第１項及び同法第１１条第５項に違反し、同法第２８条第１項本文に該当すると認められる。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　168

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社翔樹	代表者氏名	桐井　裕樹
主たる営業所の所在地	大分県中津市大字福島１５８７番地１		
許可番号	大分県知事 （般－２８）第１４０３２	許可を受けている建設業の種類	（般）土・と・石・鋼 ・し・水

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年６月　　日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号		

処分の内容

建設業法第２９条第１項第２号に基づく許可の取消し

処分の原因となった事実	欠格要件該当

有限会社翔樹の代表取締役は、令和２年９月１７日に中津簡易裁判所において刑法第２０８条（暴行罪）により罰金１０万円の刑が確定しており、建設業法第８条第８号の欠格要件に該当する。

このことは、建設業法第２９条第１項第２号の許可の取消し要件に該当する。

その他参考となる事項	

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　167

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	松田建築有限会社	**代表者氏名**	松田　正一
主たる営業所の所在地	大分県別府市大字野田５７番地の３		
許可番号	大分県知事許可 （般－２）第３６８０号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、建、と、石、鋼、舗、水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年５月２７日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

松田建築有限会社は、別府市の民間工事（石垣の補強工事）において、作業中にブロック塀が倒れ、作業員１名が死亡、１名が胸の骨を折るという工事関係者事故を起こしたことについて、危険を防止するため必要な措置を講じていなかったとして、別府簡易裁判所から労働安全衛生法違反等として法人及び代表取締役が罰金３０万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	労働局からの通報

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　166

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ノジリ	**代表者氏名**	野尻　邦彦
主たる営業所の所在地	大分県大分市大字竹中１３７０－１		
許可番号	大分県知事許可 （般－２８）第１１６８４号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、鋼

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年５月１８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦は、有限会社恵大の専務取締役である円本和生と共謀の上、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、事実が記載された労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しなかったことにより、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金２０万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	労働局からの通報

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

監督処分庁：大分県

建　設　業　者　監　督　処　分　簿　　165

１、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社恵大	**代表者氏名**	円本　正忠
主たる営業所の所在地	大分県竹田市大字入田１７番地の２		
許可番号	大分県知事許可 （般－２９）第１３４５６号	**許可を受けている建設業の種類**	（般）土、と、石、管 鋼、舗、し、塗 水、解

２、処分に関する事項

処分年月日	令和３年５月１８日	**処分を行った者**	大分県知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項第３号		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示。

1　今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。

(2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。

(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。

２　前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

有限会社恵大の専務取締役である円本和生は、有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦と共謀の上、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、事実が記載された労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しなかったことにより、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金２０万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。

その他参考となる事項	労働局からの通報